

可視化の現在 立会いの未来

可視化、そして立会いへ (大阪における重要判例の紹介)

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 事務局長 川崎 拓也

本年(令和2年)に入って、可視化の効用を示した地裁判例、そして弁護人の援助を受ける権利の重要性を強く意識した高裁判例が相次いでだされた。

地元大阪での重要裁判例であり、本号で紹介しておきたい。

1. 大阪地裁令和2年3月10日判決

本事例は、住居侵入及び窃盗未遂罪で起訴された被告人が無罪判決を受けた事件である。なお、紙幅の都合上、下記大阪高裁判決も含め、事案の詳細は割愛する。

本事例においては、捜査段階で、窃盗目的で他人の部屋に侵入し、家の中を物色した旨のいわば完落ちの自白調書が作成されている。にも拘わらず無罪となったのは、この自白調書が作成された取調べにおけるDVD等を精査し、任意性・信用性が否定されたからである。

同判決には以下の判示がある。「自白調書の取調状況を記録した録音・録画DVDによれば、本件各自白調書の供述録取の過程は(中略)被告人が客観的状況と整合しない供述をすると、客観的状況と整合的な供述をするに至るまで何度も追及を繰り返したり、被告人に対して弁解の根拠(自分がやっていないことの証拠)を示すよう求めたりした結果(中略)被告人が取調官の誘導や示唆に迎合的に供述した場面が認められる。」と。そして、取調べDVDを子細に検討し、取調官の取調手法を認定している。その上で、「一般に、捜査官において既に把握している客観的事実と整合しない供述を被疑者がする場合、捜査官が追及的あるいは誘導的な質問をすること自体は

禁止されるものではなく、そのことから直ちに供述調書の任意性が否定されるものでもない。また、被疑者に精神障害の影響からくる判断能力や知能の低下等が認められることから直ちに供述調書の任意性が否定されるものでもない。しかし、本件における被告人の知的能力の程度や会話の相手方に対する迎合的な性格傾向も考慮すると、前記のような執りようかつ誘導的な取り調べの結果として得られた本件各自白調書について、その任意性の存在に問題が何ら存在しないとはいえない。」としている。

すなわち、本判決は、取調べDVDを用いて、取調官の追及的・誘導的な取調べ手法の問題点を指摘する一方で、それだけでは任意性を否定することまではできないとしても、被告人の迎合的性格(これもそれだけでは任意性を否定することまではできないとしても)と相まって、自白調書の任意性・信用性に疑念が生じると結論づけているのである。

まさに、取調べの可視化の効果が発揮された事件であり、可視化なくして無罪はあり得なかった事件といえよう。本件は、起訴罪名からすれば、刑訴法301条の2対象事件ではないが、録音・録画がなされていたことで自白調書の任意性に疑問を投げかけることができたものであり、対象事件の範囲拡大が早急になされるべきことを示すものといえる。

2. 大阪高裁令和2年7月3日判決

次に、大阪高裁の判決を紹介したい。本事例は、原審において危険運転致死罪（いわゆる赤信号「殊更無視」）で有罪判決を受けた被告人が、控訴審において、殊更無視は認定できず、過失運転致死罪の範囲で有罪判決を受けたというものである。

本事例においては、一旦逮捕された被疑者が、釈放後の在宅取調べで自白調書を作成されたものの、録音・録画がなされておらず、また起訴に至るまで弁護人が選任されていなかったという特徴がある。

そして、高裁は、事故当時の客観的状況と自白調書の内容が整合しない点から検討を始め、被告人の迎合的な供述傾向にも目を配り、自白の信用性を否定している。

この事件は、前記の事情から、取調べの録音・録画がなされていなかったものであり、そのために信用性判断に困難を来したことは容易に想像できる。今後、対象事件の拡大が必須であることを示すものである。

これにとどまらず、さらに重要なのは以下の判示である。

まず、高裁は「被告人の捜査段階の供述の任意性や信用性を検討するに際し、被告人がその段階で弁護人の援助を受けていたか否かは極めて重要な点である」と弁護人選任権（弁護人の援助を受ける権利）の重要性を指摘する。そして、「自白調書を含む一連の捜査供述は、弁護人が選任されていない状況でなされているのは前述のとおりである。また、自白調書は、裁判員裁判対象事件となる危険運転致死罪を被疑事実として作成されたが、警察段階のB警察官やC警察官の取調べについては、いずれも録音・録画はされていないのも前述のとおりである。被告人

は、原審公判において、警察官からは黙秘権の告知を受けていない旨供述しているところ、B警察官やC警察官が明確にこれを否定していることなどからして、黙秘権告知がなかったとは認定し難いとしても、弁護人が選任されていない中、被告人が黙秘権の存在について十分に認識した上で警察官の取調べを受けていたものではなかった疑いは否定できない。」とより実質的に弁護人の必要性を指摘する。そして、最後に「危険運転致死罪という重大事件として起訴がされるまでの捜査の全過程を通じ、弁護人が選任されていないという状況の下、被告人の安定しない供述経過や供述内容には、被告人にうかがわれる投げやりな気持ちに基づく迎合的な供述傾向の影響があり、自白調書の信用性判断においても、このことが大きな影を落とすことは避けられないというべきである。」と結論づけている。

このような判示からすれば、捜査段階における弁護人の存在、そして援助の重要性は明白であり、逆にこれを欠いた場合に、このような事情が自白の信用性に与える深刻な影響について、踏み込んだ判断をしたケースと考えられる。そして、突き詰めれば、弁護人の援助が最も必要な場面である取調べにおける弁護人立会いの必要性をも基礎づける指摘と考えられる。

捜査段階の弁護人の援助の重要性は、我々弁護人には自明であるが、それが徐々に裁判所にも浸透してきていることが分かる重要ケースであり、これからの我々の弁護活動にも参考になるものと考えられる。

やはり、今後も可視化対象事件の拡大、そして弁護人立会いの実現が、密室取調べの弊害を打破する鍵となるものであることを肝に銘じ、当本部をあげて運動を展開していく所存である。